

《出願時のチェックポイント》

一般的な事項

1. 出願の目的は権利化ですか、防衛のためですか？
2. 出願内容を実施する予定はありますか。その実施の時期はいつ頃ですか？
3. 出願はいつ頃までにしますか？
4. 出願内容はすでに公表しましたか？
5. 事前調査はされましたか？
6. 包括委任状の記載事項は確認しましたか。捺印は朱肉による明瞭なものとなっていますか(2ヶ所)？
7. 包括委任状は提出されますか？(当職宛の包括委任状を予め提出しておけば、出願毎に委任状を提出する必要がなくなります)
8. 出願人としての識別番号は申請(取得・通知)済ですか？
9. 外国出願の予定はありますか？

[特許・実用新案の場合]

1. 出願内容の公開(発表・実施時期)はいつ頃の予定ですか？
2. 発明・考案者の住所・氏名(フリガナ付)は明らかですか。また、発明・考案者から出願人への譲渡証書の作成の必要性はありませんか？
3. 職務発明ですか？
4. 出願審査の請求(特許出願のみ)はしますか？ 出願と同時にしておいたほうがよいですか？(審査は審査請求された出願順に審査されます。早めの審査を希望する場合は、早めの審査請求手続が必要です...下記6,7参照)
5. 出願と同時にしない場合には、いつ頃の予定ですか？(公開時、出願審査請求の期間満了直前)
6. 出願後に内容の追加・変更等がありますか？(出願当初の記載内容から逸脱した出願後の追加・変更等は原則として一切認められておりません...1年以内の国内優先を主張した新出願の検討)
7. 国内優先を主張した出願としますか？(先の出願の1年以内であれば、それへの追加・変更をした新たな出願とし国内優先を主張すれば、出願日は先の出願日とできます。但し、先の出願は取下げとなります)
8. 早期審査の申出をしますか？(特許出願後、それが実施関連のもの、外国出願関連のものとなった場合にはそれを説明すると、早期に審査されることがあります)
9. 権利の特許性について審査される特許出願とするか、審査されない実用新案登録出願とするかについて、いずれを選択するか検討はしましたか？
10. 実用新案登録出願の場合に、権利の登録(有効)性を評価する実用新案技術評価書を請求しますか？

[意匠の場合]

1. どのような物品ですか？ また、物品の形態上の特徴があるのは全体ですか、あるいは部分ですか？
2. 物品の形状、模様、色彩は特定されていますか？(図面、写真、見本等がありますか)
3. 形状、模様はそれ以外に考えられませんか？ 同時に関連意匠として出願する必要はありませんか？

[商標・サービスマークの場合]

1. どのような商品・役務(サービス)に使用しますか？
2. 出願の商標・マークは使用していますか。また、どのような態様で使用していますか？
3. 商標・マーク中に、商品の品質、効能、用途、産地等の商品内容、また、サービスの提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途等のサービス内容の説明的記述がありませんか？